

安心救急ネット京都通信

第50号

令和7年9月

安心救急ネット京都は、AEDの設置促進と応急手当の普及啓発を推進する京都市内の事業所ネットワークです。

応急手当普及推進事業所（FA+）表彰式



9月9日の「救急の日」にあわせて、京都市消防局では応急手当普及推進事業所表彰式を開催しました。この制度は、事業所等に在籍する応急手当普及員が自主的に救命講習を開催し、応急手当の普及啓発に取り組んでいる事業所等を「応急手当普及推進事業所」（通称：First Aid Plus 略称：FA+）として認定するものです。

今年度の表彰式では、認定事業所のうち、長年にわたり応急手当の普及に積極的に取り組まれ、その功績が顕著であった5事業所に対し、京都市消防局長から表彰状が授与されました。



- （前列左） 学校法人瓜生山学園 認可保育園こども芸術大学
 （前列右） 社会福祉法人 六満学園
 （後列左） 学校法人滋慶コミュニケーションアート 京都医健専門学校
 （後列中央） 株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸京都店
 （後列右） 京阪バス株式会社

応急手当普及推進事業所の認定を受けるには？

認定要件

- ・ 応急手当普及員が在籍
（医師、看護師でも可）
- ・ 応急手当普及員が、京都市内において、
普通救命講習又は救命入門コースを実施
（消防職員と共同で実施も可）
（救命入門コースの受講対象は、小学校5・6年生の団体）

申請方法

- ・ 申請書を管轄の消防署（分署）に提出
（オンラインも可）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000336531.html>

認定

- ・ 認定証交付
- ・ ロゴマーク（データ）交付
- ・ 京都市消防局ホームページ
に事業所名を掲載
（希望する場合）
- ・ 応急手当普及員再講習の
受講料を免除
（無料講習を開催）

AEDの廃棄方法について

① 廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。そのため、設置しているAEDを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず製造・販売会社に連絡してください。

AEDマップの表示を削除するとき:京都市AEDマップ取消申請(電子申請)
<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000336529.html>

② 廃棄方法

- ◇ 医療機関、企業等の場合
産業廃棄物として廃棄してください。

※産業廃棄物処理業者の検索方法

- ・ 産業廃棄物処理業者の紹介
(公社)京都府産業資源循環協会 TEL:075-694-3402
- ・ インターネットでの検索
京都市産業廃棄物ポータルサイト「京(みやこ)さんぱいポータル」
(<https://sanpai.city.kyoto.lg.jp/>)
なお、AEDは産廃品目の「廃プラスチック類と金属くず」に該当

- ◇ 個人所有等の場合
一般廃棄物として各自治体の指示にしたがって廃棄してください。

※京都市の場合
製品の3辺が30cm×40cm×40cm以内の場合は、家庭ごみ(小型家電)として廃棄、
それより大きい場合は大型ごみとして廃棄
バッテリーが取り外せる場合、バッテリーは、①資源物回収拠点 ②移動式拠点回収
③(一社)JBRCの回収協力店舗へ持ち込む
(<https://kyoto-kogomi.net/wp-content/uploads/2025/03/handbookkouhen.pdf>)

出典:厚生労働省ホームページ(京都市消防局により一部追記)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/index.html

AEDの設置促進及び京都市AEDマップへの掲載に御協力をお願いします

京都市では、いざというときにAEDを使用した心肺蘇生法が実施できるよう、グーグルマップを活用したAEDマップを独自に運営しています。このAEDマップは、平常時に身の回りにあるAEDを確認することや、緊急時にバイスタンダーが付近のAEDを確認して借りに行く際に活用していただくものです。

京都市
AEDマップ
はこちら



AEDを設置されている事業所等で、緊急時にバイスタンダーへAEDを提供していただける場合は、京都市AEDマップへの掲載をお願いします。また、すでに掲載されており、掲載情報に変更がある場合は、速やかに京都市消防局教育管理課(TEL 075-682-0131) 又はお近くの消防署(分署)まで御連絡ください。消防局ホームページから電子申請も可能です。



電子申請は
こちら

AEDは点検が必要です！

- ・ **インジケータの確認**
 - ・ **消耗品の使用期限の確認と交換**
- をお願いします。



救急車を呼ぶかどうか迷ったら？

救急の電話相談窓口「救急安心センターきょうと (#7119)」に24時間365日相談できます。

- ・ 固定・携帯電話から **#7119**
- ・ ダイヤル回線、IP電話などからは

0570-00-7119